

## 【鴨川市都市計画マスタープラン 用語集】

頁	用語	内容
1	鴨川市総合計画	鴨川市の中長期的な視野に立ったまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくためのまちづくりの基本方針となる計画
1	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	県が定める都市計画区域ごとの都市計画の基本方針であり、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを示す。
2	千葉県都市整備基本方針	県下全域を対象とした、都市づくりの施策を進める上での総合的な指針
2	用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、住居、商業、工業など目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される 12 種類がある。本市では 6 種類の用途地域を指定している。
2	特定用途制限地域	良好な環境の形成や保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、地域環境を阻害するような制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域
2	防火地域・準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐため、容積率の高い地域や住宅と工場の混在する地域などに指定される地域。一定規模以上の建築物は耐火建築物とすることが義務付けられるため、延焼防止など地域の防災性向上が図られる。
2	地区計画	都市計画制度のひとつで、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。
2	建築協定	住宅地としての環境または、商店街としての利便を高度に維持増進するなどのため、土地所有者等の全員の合意によって、建築基準法に決められた最低限の基準に加え、それ以上のきめ細かい基準を定めて、互いに守りあっていくことを約束する制度。
2	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
2	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
7	コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市が主体的に計画し運行するバス交通。
8	自然的土地利用	農地、山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷などのその他の自然地を指す
8	都市的土地利用	住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共公益用地、オープンスペース（公園緑地、ゴルフ場など）、その他の空地（駐車場、資材置場、造成用地など）、交通用地（道路用地、鉄道用地など）
10	非線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域に区分（線引き）されていない都市計画区域。
11	第一種住居地域	用途地域のひとつで、住居の環境を守るための地域。3,000 ㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられる。
11	第二種住居地域	用途地域のひとつで、主に住居の環境を守るための地域。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどが建てられる。
11	準住居地域	用途地域のひとつで、道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。

頁	用語	内容
11	近隣商業地域	用途地域のひとつで、まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられる。
11	商業地域	用途地域の用途地域のひとつで、銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や小規模の工場も建てられる。
11	準工業地域	用途地域のひとつで、主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場は以外は、ほとんどの用途が建てられる。
11	リゾート産業地区	本市が定める特定用途制限地域の適用区域のひとつで、リゾート産業が集積した観光地としての環境を保全するため、3,000 m <sup>2</sup> 以上の店舗・事務所や風俗施設、危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場等の立地を制限する地区。
11	幹線道路沿道地区	本市が定める特定用途制限地域の適用区域のひとつで、沿道型サービス施設が立地する利便性の高い沿道環境を保全するため、風俗施設、危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場等の立地を制限する地区。
13	農地転用	農地を農地以外のものとする、農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定又は移転を行うこと。
13	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に定められた法律であり、国立・国定公園区域の指定をはじめ、特別地域の指定や公園事業の決定などが位置づけられている。
14	農業振興地域	市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。
15	都市経営コスト	道路橋梁、公園、上下水道などのインフラの整備や維持管理等にかかる行政コスト
15	スプロール化	郊外部において、十分な基盤整備がされないまま無秩序な開発が行われ、市街地が拡大していくこと。
16	狭あい道路	本計画においては、建築基準法で定められている幅員 1.8メートルに満たない道路を狭あい道路として定義する。
16	生活利便施設	銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設。
20	アクセス性	車、バス、鉄道、徒歩などの交通手段によって連絡していること
20	拡散型都市	都市基盤が不十分な郊外部へ市街地が拡大し、非効率な公共投資による行財政運営の悪化が懸念される都市構造。
20	拠点連携型都市	市内に点在する充実した都市機能を有する複数の拠点が、円滑な交通ネットワークによって連絡した都市構造。
26	森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的に定められた法律であり、森林保護や保安林の指定などが位置づけられている。
27	修復型まちづくり	大規模な基盤整備等により構造自体を変更するまちづくりではなく、現状のまちの構造を踏まえながら、個別の修繕等により少しずつ改善を重ねながら、良好なまちを作り上げる考え方。
34	鴨川市地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に向けて、市行政をはじめとする、交通に関わる様々な主体が相互に協力し、地域公共交通網を持続可能なかたちで形成していくことを図ることを目的とした計画。

頁	用語	内容
35	緊急輸送道路 1 次路線	大規模な地震が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を緊急輸送道路。そのうち、隣接都県との連携強化及び県庁と主要都市等を相互に結び高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、これらの道路から県の本庁舎及び県土整備部出先機関や空港及び主要港湾へ通じる道路。
35	緊急輸送道路 2 次路線	緊急輸送道路 1 次路線と市町村役場、主要な防災拠点（救急物資等の備蓄地点等）を相互に連絡する幹線的な国・県道、市町村道。
39	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律で、都市公園の定義や、管理に係る事項等について定められている。
39	都市公園	住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがあり、その機能、目的、利用対象等によって住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園、特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道に区分される。
39	ユニバーサルデザイン	高齢者や身体障害者という特定の人に限定せず、また、あらゆる体格、年齢、障害の度合いに関係なく、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること
44	低炭素まちづくり	低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から、多くの二酸化炭素が排出されている都市の低炭素化の促進に配慮したまちづくり。
44	パーク・アンド・ライド	最寄り駅まで自動車アクセスし駅に近接した駐車場に駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて、目的地まで移動する方法。
44	ノーマライゼーション社会	高齢者や障がいのある人が、そうでない人と同じように普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会。
44	スポーツツーリズム	プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組み。
45	バリアフリー化	道路や建物内の段差など、物理的な障壁を取り除き、生活しやすくすること。
45	サイン整備	市民や来訪者にまちをわかりやすく案内するとともに、地域が有する歴史・文化に対する理解を深めるために、方向案内表示や施設案内表示を整備すること。
45	景観行政団体	景観計画の策定等、景観法に基づく景観行政を担う主体で、具体的には、指定都市、中核市、都道府県が自動的に景観行政団体となる。指定都市及び中核市以外の市町村は、都道府県知事との協議を行った後、景観行政団体として景観行政事務を行うことが可能となる。
46	鴨川市地域防災計画	鴨川市で発生する災害に関し、予防活動、応急対策活動及び復旧活動等の一連の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関、鴨川市民及び事業所がその全力をあげて、鴨川市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的とした計画。

頁	用語	内容
46	鴨川市耐震改修促進計画	耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全を確保していくことを目的とした計画。
46	建築基準法第6条第1項第4号による指定区域	都市計画区域外の小規模建築物であっても、確認申請等が必要となる区域。ただし、10平方メートル以内の増改築の場合は手続き不要。
46	津波避難ビル	時間的猶予や地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域における、緊急的・一時的な避難をする為の鉄筋コンクリート3階建以上の施設。
47	津波避難タワー	津波からの緊急的・一時的な避難を行うための構造物。
47	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
47	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
47	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地および隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定される区域。開発行為の制限、土地の保全努力の義務、改善命令による措置が適用される。
53	複合市街地	住居を中心として、店舗や事務所、工場など、様々な用途が混在して形成されている市街地。
56	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み。
61	千葉県土地利用基本計画	千葉県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るために、国土利用計画の国及び県計画を基本として策定された計画。都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たす。
72	フィールドワーク	野外など現地での実態に即した調査・研究。
73	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
79	6次産業	農業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするもの。
80	U・J・Iターン	Uターン：出身地から転出し再度出身地に住む Jターン：出身地から転出し、出身地の近隣都市や街に住む Iターン：出身地に関係ない地域に住む
80	CSR活動	企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動。